

## 【第5号議案】 事務局に関する規定の一部変更について

### ① 公益財団法人熊本県学校保健会事務局に関する規定

#### 【現在の規定】

(任用期間)

#### 第3条

任用期間は、年度初め（4月1日）から年度終わり（3月31日）の1年間とし、再任用を妨げない。

- 2 事務局長の再任は、最高5年とし、65歳までとする。その他の事務職員の再任は、最長3年とする。但し、更新については、会長の承認を得るものとする。

#### 【変更後の規定】

(任用期間)

#### 第3条

任用期間は、年度初め（4月1日）から年度終わり（3月31日）の1年間とし、再任用を妨げない。

- 2 事務局長の再任は、最高5年とする。その他の事務職員の再任は、最長3年とする。  
但し、更新については、会長の承認を得るものとする。